

船舶事故調査報告書

平成23年12月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年1月21日 16時55分ごろ
発生場所	長崎県長崎市小 ^こ 墓 ^{ひき} 島東方沖 長崎市所在の大墓島大瀬灯台から真方位105° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯32° 52.2′ 東経129° 35.0′）
事故調査の経過	平成23年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 31 ^{とし} 俊丸、16トン NS2-10741（漁船登録番号）、有限会社柏木水産 22.20m×4.29m×1.67m、FRP ディーゼル機関、610kW（漁船法馬力数）、平成17年3月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年12月16日 免許証交付日 平成19年11月5日 （平成24年12月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼及びプロペラ軸曲損、舵板脱落
事故の経過	<p>本船は、まき網船団の灯船^{ひぶね}であり、船長ほか甲板員1人が乗り組み、船首喫水約0.4m、船尾喫水約1.8mでまき網船団の他船と共に長崎市池島南方沖で錨泊中、他のまき網船団がまき網を投入したという情報を得て急いで抜錨して魚群探索を開始し、小墓島北方沖で操業中の他のまき網船団の付近に向け、同島東南東方沖を約17ノット（kn）の速力で北西進した。</p> <p>船長は、GPSプロッターには、小墓島東端から東方約1,300mにある暗岩（以下「本件暗岩」という。）、水上岩及び等深線が表示されることを知っていたが、急いでいたのでGPSプロッターを見ていなかった。また、船長は、他のまき網船団が映るようにレーダーを6Mレンジにしていたが、レーダーを見ていなかった。</p> <p>船長は、本件暗岩や水上岩が存在する小墓島東方沖を通過することから、速力を約10knに減速し、左舷船首方に波で洗われている小墓島東方沖の干出岩（以下「本件干出岩」という。）が見えたので、本件暗岩の位置の見当をつけながら航行した。</p> <p>本船は、他のまき網船団に向けて航行を続け、平成23年1月21日16</p>

	<p>時55分ごろ船底に衝撃を受け、本件暗岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、プロペラ軸付近から異音が発生して舵が効かなかったので、航行不能と判断して僚船に救助を求め、来援した僚船にえい航されて長崎市長崎港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風速 約6m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約98cm</p>	
その他の事項	<p>本件干出岩は、小墓島東端から約350m東方に離れたところにあり、東西の長さ約600m、南北の長さ約250mの帯状となっている。</p> <p>船長は、本件干出岩と本件暗岩との間には水上岩（フナ瀬）などが存在しているのを知っていたので、ふだんは本件暗岩の東方沖を航行していた。</p> <p>甲板員は、自室で休息していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、小墓島東方沖を北西進中、船長が、視認した本件干出岩から本件暗岩の位置を推測して航行したことから、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、小墓島東方沖を北西進中、船長が、視認した本件干出岩から本件暗岩の位置を推測して航行したため、本件暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、暗岩や干出岩などが存在する海域を航行する際、GPSプロッター又はレーダーを活用して船位の確認を行うこと。 	